

下関市監査委員公表第 2 号  
令和 3 年（2021 年）1 月 7 日

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく指定管理者監査及び同条第 5 項に基づく随時監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第 9 項の規定により公表する。

下関市監査委員	小	野	雅	弘
同	大	賀	一	慶
同	関	谷		博
同	亀	田		博

記

1 監査の対象

別紙「監査対象一覧表」のとおり

2 監査の期間

次の 2 回に分け、当該各号に記載する期間により監査を実施した。

- (1) 1 回目：令和 2 年 9 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
- (2) 2 回目：令和 2 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

3 監査の範囲

- (1) 指定管理者の指定手続等に係る事務の執行状況
- (2) 令和元年度の指定管理者による施設の管理、出納事務
- (3) 令和元年度の施設の事業実績
- (4) 指定管理者による施設の管理、出納事務（1 回目に係る監査では、令和 2 年 7 月末までの状況を対象とし、2 回目に係る監査では、同年 8 月末までの状況を対象とした。）
- (5) 施設の事業実績（1 回目に係る監査では、令和 2 年 7 月末までの状況

を対象とし、2回目に係る監査では、同年8月末までの状況を対象とした。）

#### (6) 所管課における指定管理者への指導及び監督の状況

### 4 監査の方法

指定管理者の公の施設の管理に係る出納その他の事務が、基本協定書等の内容に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、所管課の指定管理者の指定手続に係る事務の執行状況、指定管理者に対する指導及び監督が適切に行われているかどうかに主眼をおき、指定管理者及び所管課における関係諸帳簿の全部又は一部を調査するとともに、指定管理者責任者等、関係職員からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により実施した。

### 5 監査の結果

監査の対象とした施設に係る指定管理者の事務及びその所管課の事務については、「6 指摘事項及び意見」に記載するとおり、多くの不適切な事例が確認され、適正に執行されているとは言い難い状況であった。

所管課は指定管理者の事務処理の誤りを数多く見過ごしており、所管課による指定管理者への監督が不十分であることが不適切な事例が生じる大きな原因である。

指摘管理者によって管理運営されている施設を所管する全課に対して、基本協定の履行状況等の基本的な事項の点検を促すとともに、指定管理者への監督を徹底するよう指導されたい。

### 6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

#### (1) 1回目に係る監査

## 下関フィッシングパークについて

### [指摘事項]

- (1) 基本協定書に規定される事項において、以下の不適切な事務処理があった。指定管理者を指導するとともに、履行状況の確認を徹底されたい。
- ア 従業員の配置について、指定管理者は管理監督を行う責任者を事前に市に報告しておらず、従業員の変更にしても事前に市に通知していなかった。
  - イ 指定管理業務の再委託について、指定管理者は業務の一部を第三者に再委託しているが、事前に市の承諾を受けていなかった。
  - ウ 指定管理者が年度終了後に提出する事業報告書について、基本協定書別紙3仕様書に規定する「事業計画書中の数値目標に対する達成率とその分析」を記載したものが提出されていなかった。
  - エ 指定管理料の支払に係る請求書について、基本協定書第32条第5項により年度協定に定める期日までに請求書を市に送付することになっているが、年度協定においてその期日を定めていなかった。
  - オ 指定管理業務に係る固有の銀行口座について、指定管理者は固有の銀行口座を開設していないが、そのことについて基本協定書第36条第2項ただし書による事前の市の承認を受けていなかった。

### [指摘事項]

- (2) フィッシングパーク使用料の徴収事務において、以下の事項が見受けられた。適正な徴収事務を行うよう、指定管理者を指導するとともに、チェック体制を強化されたい。
- ア 下関フィッシングパークの設置等に関する条例で規定する団体料金及び全国教職員互助団体協議会の会員に適用する減免（同条例で規定する団体料金を適用）の基本釣り料（一般）について、指定管理者は令和元年10月分以降、当該減免の計算誤りにより、本来徴収すべき料金よりも少ない料金を徴収していた。
  - イ 令和元年10月分及び11月分の身体障害者の1日釣り料（一般、小・中学生）について、指定管理者は同条例で規定する料金よりも少ない料金を徴収していた。
  - ウ 指定管理者が行う使用料の払込みについて、1日の使用料収入の全額又はその一部を、下関フィッシングパーク使用料徴収事務委託契約書第5条第1号の規定による期日を過ぎて金融機関に払い込んでいる事例が複数見受けられた。なかには2週間後に払い込まれた事例もあった。
  - エ 指定管理者が保管する徴収した使用料に係る帳票（金銭出納帳）について、収入額と払込額が記録されていないものや、払込日の記録が漏れているものが見受けられた。
  - オ 指定管理者が保管する使用料の領収証書（金融機関への払込みの控え）について、令和元年5月分・6月分（R1.5.1～R1.6.30）の保管が確認できなかった。

<p>[指摘事項]</p> <p>(3) 指定管理者は、1日つり料のポイントカードにより、15回の利用で1回分を無料とするサービスを自主事業で実施している。指定管理者は無料とした使用料に相当する金額を市に納付しているが、その支出は自主事業の収支にではなく、指定管理業務の収支に算入されていた。指定管理業務に係る経理を正確に行うよう、指定管理者を指導されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(4) 指摘事項(3)に関連するが、指定管理者が報告する収支決算について、支出の項目で指定管理業務と自主事業の経費を混同し、収支を計上していた。指定管理業務と自主事業の経費を区別し、指定管理業務に係る経理を明確にするよう、指定管理者を指導されたい。</p>
<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p><b>下関北運動公園内体育施設（3施設）について</b></p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 指定管理者が交付した「体育施設使用許可書」及び「体育施設使用料減免通知書」に記載された使用時間及び減免額により算定した利用料金の額と、実際に徴収した額とが一致しない事例が多数見受けられた。一致しない理由は、使用許可をした時間によらず、実際に使用した時間により算定した額を徴収したため、使用者が許可された時間よりも実際の使用時間を短縮した場合は徴収すべき額（使用許可をした時間に基づいて算定した額）よりも少なくなり、使用時間を延長した場合は多くなっている。適正に利用料金を徴収するよう、指定管理者を指導されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 連続して同一施設を使用する大会等において、使用者が翌日に使用する荷物を置くことで当該施設を専用するため、指定管理者は「夜間保守」という名目で18時から22時までの4時間分の利用料金を徴収しているが、使用許可の手続を行っていなかった。適正に使用許可を行うよう、指定管理者を指導されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(3) 本来徴収すべき利用料金の額よりも過大又は過少に徴収している以下のような事例があった。適正に利用料金を徴収するよう、指定管理者を指導されたい。</p> <p>ア 減免すべきところを、減免していなかった。</p> <p>イ 減免すべきでないものを、減免していた。</p> <p>ウ 開館時間等以外の時間に使用しているが、1.5倍の額としていなかった。</p> <p>エ 減免額算定に係る端数処理において、切捨てが正しいが、切り上げていた。</p>

<p>[指摘事項]</p> <p>(4) 指定管理者が自主事業を実施するために指定管理施設を使用する場合において、全件で施設の使用許可申請等の手続を行っていなかった。適正に事務処理するよう、指定管理者を指導されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(5) 事前に書面による市の承諾を受けることなく、指定管理者が指定管理業務の一部を第三者に再委託している事例が見受けられた。適正に事務処理するよう、指定管理者を指導するとともに、業務の履行状況の確認を徹底されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(6) 指定管理者は、市が指定した期日までに年間事業計画書を提出していなかった。適正に事務処理するよう、指定管理者を指導されたい。</p>
<p>[意見]</p> <p>(1) 第一球場の自家用電気工作物の法定点検において、遮断器は平成28年の時点ですでに不適合の指摘があり、以後不適合の状況が続いていたが、ようやく今年度中に改修する予定となった。幸い現在まで事故等は発生しなかったが、感電や電気火災、または配電線への波及事故のおそれがあった。所管課は多くの体育施設を所管しており、限られた予算の中で施設の改修等を計画的に実施していると思料するものの、法定点検における不適合の改修を長期に渡って先送りにすることは不相当である。優先的な予算執行や早期の改修に向けた予算確保に努められたい。</p>
<p><b>下関市長門町駐車場、下関市細江町駐車場、下関市赤間町駐車場について</b></p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 下関市駐車場の設置等に関する条例第4条第2項に「定期駐車については、定期駐車券を交付されたときに、所定の利用料金を納付しなければならない」と規定されているところ、利用料金が定期駐車券の交付日より後の日に納付されている事例があった。利用料金の納付と定期駐車券の交付を適切に行うよう、指定管理者を指導するとともに、収入状況を適時確認されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 基本協定書第18条第2項に基づく指定管理業務の一部を第三者に委託する手続について確認したところ、以下の事項が見受けられた。指定管理業務の実施状況等を適宜把握し、変更等がある場合は適正に事務処理するよう、指定管理者を指導されたい。</p> <p>ア 再委託することを承認された業務の一部において、承認された相手方と違う相手方と契約しているものがあった。</p> <p>イ 機械警備業務の再委託先であるA社は、長門町駐車場における業務の一部をB社に更に委託しているが、一連の書類には、同業務の一部が再々委託されることの可否や、再々委託先の適否が検討された記録がなく、再々委託されることを含めて再委託の承認をしたのか不明確であった。</p>

<p>[意見]</p> <p>(1) 指定管理者が別の事業者に移る場合における、販売済みの回数券及びプリペイドカードの未使用分に係る収入の帰属について、定めがない状況であった。</p> <p>同収入の帰属は、旧指定管理者は収入した金銭を払い出すことになる場合があり、また、新指定管理者はその金銭を売上とする重要な事項であるため、公募時には調整の方法や規模を明示する必要があると思料する。</p> <p>当該帰属に関する調整の方法を早急に検討されたい。</p>
<p>下関市菊川運動公園、下関市菊川体育館について</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 指定管理者が交付した「体育施設使用許可書」及び「体育施設使用料減免決定書」に記載された使用時間及び減免額により算定した利用料金の額と、実際に徴収した額とが一致しない事例が多数見受けられた。一致しない理由は、使用許可をした時間によらず、実際に使用した時間により算定した額を徴収したため、使用者が許可された時間よりも実際の使用時間を短縮した場合は徴収すべき額（使用許可をした時間に基づいて算定した額）よりも少なくなり、使用時間を延長した場合は多くなっている。</p> <p>また、算定された利用料金と徴収金額は一致するものの、使用許可を受けていない時間に施設利用をしている事例も見受けられた。</p> <p>適正に使用許可、減免決定及び利用料金の徴収を行うよう、指定管理者を指導されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 基本協定書第27条第1項に基づき提出された令和元年度各月の業務報告書における利用料金収入の実績と、実際に徴収した額の実績が一致しない事例が見受けられた。同協定書第28条第1項に基づき提出された令和元年度事業報告書における年間の利用料金実績と、実際に徴収した額は一致しているが、これは指定管理者が年度の途中に誤謬に気づき、最終の報告で修正したために一致したものである。</p> <p>適切な報告を行うよう、指定管理者を指導するとともに、各月の業務報告書が提出された際の確認を徹底されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(3) 指定管理者は、基本協定書第24条第6項により、備品等（I種）（市が購入又は調達し、指定管理者に貸与する物品）356品（下関市菊川運動公園129品、下関市菊川体育館227品）を台帳に記帳して管理することとされているが、台帳には取得価格3万円未満の備品等（I種）242品（下関市菊川運動公園88品、下関市菊川体育館154品）が記帳されていなかった。これは、平成30年3月31日施行の下関市会計規則の改正により、下関市が取得価格3万円未満の物品を消耗品として区分することとなったことに合わせて、取得価格3万円未満の管理物品を記帳しなかったものである。平成29年12月13日付け総第2366号による通知のとおり、基本協定に基づく備品の定義と同</p>

<p>規則の備品の定義とは必ずしも同一である必要はなく、基本協定書で備品等（Ⅰ種）に区分されている限り、同区分の物品として台帳に記帳する必要がある。</p> <p>適正に物品管理を行うよう、指定管理者を指導されたい。</p>
<p>[意見]</p> <p>なし</p>

(2) 2回目に係る監査

しものせき市民活動センターについて	
[指摘事項]	<p>(1) 施設の使用許可に関して、以下の不適切な事務処理があった。適正に施設を管理するよう、指定管理者を指導されたい。</p> <p>ア ロッカーやメールボックスを使用しようとする者は、しものせき市民活動センターの設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）第7条により、あらかじめ許可を受けなければならないが、指定管理者が事後に許可をしている事例（令和2年4月からの使用に対して、同年6月に許可をしている事例など）が多数あった。</p> <p>イ 指定管理施設に設置されたチラシスタンドを使用しようとする者は、しものせき市民活動センターの設置等に関する条例施行規則に規定する様式により、設置条例第7条に規定する許可を受けなければならないが、指定管理者は規定された許可の手続きを行わず、独自の申込書を提出させ、適当であればチラシを預かるという運用をしていた。</p>
[指摘事項]	<p>(2) 指定管理者が自主事業の会場として市民活動センターの施設を使用した場合に、自己に対する使用許可の手続きや使用料の納付をしていない事例があった。適正に事務処理するよう指定管理者を指導するとともに、自主事業の実施状況を適切に把握されたい。</p>
[指摘事項]	<p>(3) 基本協定書第24条第6項及び別紙2により、指定管理者は備品等（Ⅰ種）（市が購入又は調達し、指定管理者に貸与する物品）及び備品等（Ⅱ種）（指定管理者が購入又は調達する物品）を台帳に記載して管理することとされているが、これらの台帳を備えていなかった。適正に物品を管理するよう、指定管理者を指導されたい。</p>
[指摘事項]	<p>(4) 基本協定書第53条第2項により、指定管理者が自主事業を実施する場合は、事前に市の承諾を受けなければならないが、承諾を受けずに自主事業を実施した事例があった。適正に事務処理するよう、指定管理者を指導されたい。</p>

	<p>[指摘事項]</p> <p>(5) 指定管理施設に配置されているインクジェットプリンターは、基本協定書別記2により、市が購入又は調達する「備品等（Ⅰ種）」とされ、当初は市がリース契約により調達していたが、市と業者とのリース契約が終了したことを機に、リースされていた現品を指定管理者が買い取り、基本協定書に反して、現在インクジェットプリンターは指定管理者が購入又は調達する「備品等（Ⅱ種）」として管理されている。さらに、当該インクジェットプリンターは、設置条例において附属設備として規定され、使用料も設定されている物品であり、市がその所有権等の権原を保有する必要があることから、指定管理者が所有している現状は不適正である。適正な状態となるよう措置されたい。</p> <p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>下関市営国民宿舎海峡ビューしものせきについて</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 指定管理者は、基本協定書第18条に基づき、事前に市の承諾を受けて業務の一部を第三者に委託しているが、承諾を受けた再委託先が更にその業務の一部を他者に委託していた。指定管理者から市に提出された再委託に係る承諾申請書には同業務の一部が再々委託されることについて明記されておらず、また、所管課も把握していなかった。</p> <p>再々委託については下関市指定管理者制度ガイドラインには明記されていないものの、業務内容により再委託先が業務の一部を更に他者に委託する可能性がある場合には、所管課は事前に再々委託の予定を確認し、再々委託する予定であればその業務内容と委託先を確認したうえで、承諾する必要があった。適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 指定管理者が基本協定書第28条第1項に基づいて作成し提出する各月の業務報告書において、以下の不適切な事例が見受けられた。適正に事務処理するよう指定管理者を指導するとともに、確認を徹底されたい。</p> <p>ア 各月の業務報告書に記載することとされている自主事業の収支のうち、支出状況が記載されていなかった。</p> <p>イ 各月の業務報告書に記載することとされている施設の維持管理状況において、吸収式冷温水機保守点検業者から「異常あり」と報告があったにもかかわらず、指定管理者は「異常なし」と誤った報告をしていた。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(3) 指定管理者は、基本協定書第20条第2項に基づき、実施したアンケート結果の自己評価（良否、課題と解決策等）は行っているものの、市に書面による報告を行っていない。適正に事務処理するよう指定管理者を指導するとともに、業務の履行状況の確認を徹底されたい。</p>



	<p>[指摘事項]</p> <p>(4) 物品の管理において、以下の事項が見受けられた。適正に物品管理を行うよう、指定管理者を指導されたい。</p> <p>ア 指定管理者は、基本協定書第25条第6項により、備品等（Ⅰ種）を台帳に記帳して管理することとされているが、指定管理者が備えている備品等（Ⅰ種）台帳には、平成24年8月29日以降に市が貸与した物品199品が記帳されていなかった。</p> <p>イ 指定管理者は、基本協定書第26条第4項により、自己の費用で購入し、又は調達した備品等（Ⅱ種）及び備品等（Ⅲ種）のうち、保管の必要なものについては、管理物品台帳を備え、適切に管理することとされているが、同台帳を備えていなかった。</p> <p>[意見]</p> <p>(1) 市では、取得価格3万円未満の物品には備品整理票を貼付する必要がなくなったため、今後備品整理票が貼付されていないものを「備品等（Ⅰ種）」として指定管理者に貸与することが想定される。また、現状でも、備品整理票が貼付できない物品や貼付されていない物品が存在しており、物品の所在が不明になる懸念がある。所管課は、当該管理物品に識別符号を記したラベルを貼付するなど、市の物品を適切に管理する方策を検討されたい。</p>
<p>下関市川棚温泉交流センターについて</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 指定管理者が自主事業を実施する場合は、基本協定書第53条第2項により、事前に市の承諾を受けなければならないが、指定管理者は、同項により市に提出した自主事業計画書にⅡ種・Ⅲ種の備品（グランドピアノ（Ⅲ種）、カフェ設備一式（Ⅲ種）、ステージ照明機材（Ⅲ種）、スクリーン（Ⅱ種・Ⅲ種）など）の貸付及び自動販売機の設置を記載しておらず、結果として事前に市の承諾を受けることなく、これらの事業を実施していた。適正に事務処理するよう指定管理者を指導するとともに、自主事業の実施状況や内容を適切に把握されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>(1) 令和元年度における指定管理業務の収支は、大幅な黒字である。指定管理料の算定が適正か検討されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>(2) 令和2年度の指定管理料算定資料として、指定管理者から提出された令和2年度経費計画書の計画額と、平成31年度予算額とを比較すると、一部の費目において、その計上額に大きな増減が見られたにもかかわらず、所管課は、その増減理由について精査及び確認をしていなかった。チェック体制を強化し、適正な指定管理料の算定に努められたい。</p>

リフレッシュパーク豊浦について	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 指定管理者は、経営の健全性を証するための計算書類や監査報告書を、基本協定書第29条第1項に定める期日を過ぎて市に提出していた。指定管理者を指導するとともに、チェックを強化されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>(1) 保育園又はこども園の行事（遠足）で指定管理施設を利用した場合に、引率の職員及び保護者の使用料を全額免除しているが、根拠とした下関市都市公園条例施行規則第5条第1項第1号の規定（学校の長が、幼児、児童、生徒及び学生の正規の教課のために使用するとき 全額）は、適用範囲が判然とせず、また、同号以外に減免の適用範囲に関する定めもなく、前述の者に同号が適用されるか不明確である。判断に疑義が生じないような措置を検討されたい。</p>
下関市豊北地区集客施設について	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 指定管理者は、自動販売機の設置など自身が下関市豊北地区集客施設（以下「集客施設」という。）を利用する自主事業を実施するにあたり、他の集客施設の利用者と同様に、指定管理者自身に対し使用許可の手続をするべきところ、当該手続を行っていなかった。適正に事務処理するよう指定管理者を指導するとともに、業務の実施状況を適切に把握されたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 指定管理者は、自主事業（市の承諾済）として集客施設の屋外軒下に設置している箱型屋外店舗（プレハブ式）について、行政財産の使用許可を要するところ、当該許可を受けていなかった。適正に事務処理するよう指定管理者を指導するとともに、業務の実施状況を適切に把握されたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(3) 指定管理者は、指定管理業務に係る経理とその他の業務（自主事業等）の経理を明確に区分していなかった。指定管理業務に係る経理を正確に行うよう指定管理者を指導するとともに、指定管理業務の収支を適切に把握されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>

以上

## 監査対象一覧表

## 指定管理者監査

## (1) 1回目に係る監査

施設名	指定管理者名	所管部局所課
下関市フィッシングパーク	株式会社ハウスビルシステム	観光スポーツ文化部 観光施設課
下関市北運動公園内体育施設（3施設）	美津濃株式会社	観光スポーツ文化部 スポーツ振興課
下関市長門町駐車場	トラストパーク株式会社	都市整備部 交通対策課
下関市細江町駐車場		
下関市赤間町駐車場		
下関市菊川運動公園	一般社団法人菊川スポーツクラブ	菊川総合支所 地域政策課
下関市菊川体育館		

## (2) 2回目に係る監査

施設名	指定管理者名	所管部局所課
しものせき市民活動センター	ふるさと下関活性化企業体	市民部 まちづくり政策課
下関市国民宿舎海峡ビューしものせき	株式会社ユニコン	観光スポーツ文化部 観光施設課
下関市川棚温泉交流センター	川棚温泉まちづくり株式会社	豊浦総合支所 地域政策課
リフレッシュパーク豊浦	株式会社下関植木	豊浦総合支所 建設農林水産課
下関市豊北地区集客施設	道の駅豊北共同企業体	豊北総合支所 地域政策課